

Title	アプラグモシュネ(消極主義)と市民性 : リシュアスの法廷弁論を中心として
Author(s)	栗原, 麻子
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2007, 41, p. 1-25
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/3940
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

アブラグモシユネ（消極主義）と市民性

—リユシアスの法廷弁論を中心として—^①

栗原麻子

はじめに

紀元前五世紀中葉以降、アテナイ市民のなかにアブラグモシユネ（消極主義・静観主義）と呼ばれる生活心条が、あらわれてくる。政治的なものを極力回避し、私生活のなかに逃げ込み、また私生活においても係り合いをさげようとするアブラグモン（消極的・静観的）なありかたは、アテナイ民主制における一つの市民類型であった。

アブラグモシユネの反意語はポリユブラグモシユネ（過干渉・積極主義）である。公私両面にわたる市民生活においても、国家間の外交においても、消極主義と積極主義は対極に位置する。だが、それを肯定的にとらえるか否定的にとらえるかは、立場と程度によつて反転しうる。否定的にとらえる場合、ポリユブラグモシユネは、国際政治においては好戦的な傾向を、内政においては裁判への過度の関与を、私生活においては、お節介を念頭において用いられた。そのような態度にたいしては「己のことをせよ」という批判が向けられることになる。「己のことをせよ」とは、ソフロシユネ（中庸）や、ヘシユキア（静穩）と結びついて、ギリシア人が伝統的に志向する生活態

度であった。

かつてアテナイにおけるアブラグモシユネについて考察したL・B・カーターは、その著書を、『*The Quiet Athenian*』と題した。⁽²⁾ ‘quiet’ とはギリシア語のアブラグモンにあたるが、アブラグモンなアテナイ市民といったときカーターの念頭にあったのは、(一) 民主制下のアテナイにおいて、その政治参加のメンタリティーについていけなくなった貴族層、(二) S・C・ハンフリーズが ‘*Gold diggers*’ と呼んだ富裕市民、⁽³⁾ それに加えて、(三) 民主制の理念上政治参加を期待されながら、事実上その閑暇をもたなかった農民たちの三種類の人々であった。カーターは政治から退避しようとする人々をアブラグモンとし、政治からの逃避を旨とし、波風をたてない生活心情をアブラグモシユネすなわち消極主義と理解している。

しかしながら、民主制下での政治参加に背を向けて、政治にかかわらない生活を選ぶかたは、アテナイ人として生まれながらも、市民としてのアイデンティティに重要性をおかない生き方であるように思われる。「観想的生活」を、その極端な現れ方としてあげることもできるだろう。カーターのいう意味で政治から逃避するアブラグモンな人々は、たしかに血筋の上ではアテナイ人であるが、この人々が、アテナイ市民としての立場に、自らの存在価値を見いだし得たかどうかは、疑わしい。

M・H・ハンセンやC・モッセによる、法廷弁論家の時代における政治指導者層の研究は、前四世紀になると、一般の人々である私人イデオテスたちとは区別されるかたちで、せいぜい通算百人強の、アクティヴな政治家層が成立していたことを明らかにしている。⁽⁴⁾ しかしながら、市民たちがポリス政治を身近なものに感じる機会は多かった。小さな役職まで含めるならば、市民がデーモスなり中心市なりの政治に無関係であることは難しかったと考え

られる⁽⁵⁾。市民たちは、どのような政治参加のありかたを穏当だと考え、政治市民からの逸脱をどのような場合にみとめていたのか。アテナイにおけるアブラグモシユネへの志向性と、市民的規範との関連性が問われるべきである。

たしかに喜劇や悲劇、そして哲学的著作には、カーターやハンフリーズが指摘する、市民的名譽に価値を見いださないと意味でのアブラグモシユネを見いだすことができる。しかし、ここには二つの問題が潜んでいる。第一には、そのような政治生活にたいする否定的な心情が、私的な言説はともかくとして、ポリス共同体の公論の場でも同じように許容されていたのかということである。とりわけ、法廷への関与は、民会での発言、公職への参与とならんで、市民による市政への直接的な参与の機会となっていた。政治参加にたいする抑制的な傾向の一例として、法廷におけるアブラグモシユネをめぐる言説についてとりあげ、政治人ではない一般市民(イディオテス)たちの、政治参加のメンタリティーについて考察する。結論を先取りするならば、法廷では、訴訟好きや能弁が警戒されるいっぽうで、従来いわれてきたように政治からの逃避が積極的に標榜されることはなかった。むしろ従来、政治からの逃避を標榜すると捉えられてきた弁論の話者たちは、一般市民による可能なかぎりの民主制への貢献と政治参加を主張していることがあきらかになるであろう。

第二の問題点は、ペリクレスの葬送演説において示される政治参加の理念と、法廷弁論との関係である。トユキユディアスの描くペリクレスは、葬送演説の中で、ポリュブラグモシユネ(過干渉)をアテナイ民主制の性向を担うものとして評価する傍らで、「国事に関与しない」で私生活の中に閉じ込める人間を、「アブラグモシユネなどというものではなく役立たず」であると激しく非難している(二・四〇)。しかしアブラグモシユネや「己のことをなす」

ことは、伝統的な徳性である「ソフロシユネ」(節制)と結びつき肯定的に用いられることも多い。公私にわたるアブラグモシユネの評価をめぐっては、アテナイ人の民衆道德のあいだに、価値観のせめぎあいがあったとすべきであろう。本稿では、このアブラグモシユネの二面性に着目し、アテナイの公的領域において市民たちにどのような政治参加が求められていたのかということ、市民意識の面から探ってみたい。

ペリクレスの葬送演説にみられる政治性の強調とアブラグモシユネにたいする否定的態度は、アッティカの文献のうえで例外的なものともみなされてきた。⁽⁶⁾ それにたいして筆者は、法廷弁論にみえる市民の政治参加の理念を、ペリクレスの葬送演説にみえる市民の積極的政治参加の理想像とつきあわせることで、両者のあいだには一般市民の政治参加のありかたにたいする共通理解が見出されることを示したいと思う。

第一章 裁判嫌いのトボス

訴訟の横行にもかわらず、あるいは横行ゆえにというべきか、アテナイ人のあいだには訴訟への忌避的な態度が蔓延していた。ドーバーは弁論における「訴訟好き」の用例を検討するなかで、訴訟好きは正義をめぐる中庸を欠いた態度とみなされていたと結論づけている。⁽⁷⁾ たとえばイソクラテスは、公私の犯罪者のポリュブラグモシユネにたいして、弁論教師は「静かさ」をめざしておりアブラグモンの最たるものであると自認する。デモステネスは、訴訟相手が「アブラグモン」を気取っているがその実「裁判好き」であるとして、公私にわたるシュコフアンテスぶりを批判している(デモステネス第四〇番弁論第三二節)。逆に第五四番弁論では原告のアブラグモンぶりが、中庸(メトリオス)と結び付けられている。アブラグモンな人は法律に無知でありだまされやすく、余暇の不足や

貧困と並んで、法律知識も不足していた(アモステネス第二一番弁論第一三七節)。そこで、弁論の話者は、敵である技能に長けた弁論家や政治家と、普通の人々を対比することで、普通の人々にたいする同情をかきたてることのできた。それゆえ才長けた弁論家なのに素人ぶつてみたり、相手が「恐るべき語り手」であることに注意を喚起したりしなくてはいけなかった。これをK・ドーバーは「アテナイ法廷弁論の二律背反性」と呼んでいる。

そのような弁論における作為が向けられる聴き手は陪審員であった。陪審員団を構成したのは、事前に登録された六千人の市民のなかから、各日ごとに希望者の中から抽選で選ばれた人々であった。弁論は、この人々に語りかけるべく執筆されたのである。陪審員は、少なくとも法廷での審理に自発的に参加するだけの、市民としての積極性をもちあわせていた。弁論で繰り返されるアブラグモンな立場の表明は、陪審員の共感を得ることが想定されていた。法廷弁論でアブラグモンの語が肯定的な意味で用いられるとき、アブラグモンな一般市民であるところの話者や裁判員と対比されているのは、才長けた弁論家であり政治人であり、シユコファンテスであった。それゆえ法廷で表明されるアブラグモンを、政治からの逃走とか政治的無関心と一律にうけとることは困難である。

リュシアスの法廷弁論のトポスとしてのアブラグモシユネについてとりあげたラタイナーは、リュシアスの弁論のなかに、政治参加を嫌悪する時代の雰囲気を読み取っている。⁽⁸⁾先述のようにペリクレスの葬送演説はアブラグモシユネにたいして批判的であるが、それはアテナイの思潮のなかではむしろ例外に属すると受け止められてきた。⁽⁹⁾とくにペリクレスの死後、手工業者クレオンらの扇動的・急進的民主主義がアテナイ政治の覇権を握るなかで、ほんらい政治市民層であった富裕な貴族層が民主制から距離をとり、アブラグモシユネのなかに逃げ込んでいったとするラタイナーの理解は、アドキンスらとも共通している。⁽¹⁰⁾しかしながら、市民の国政参加に關していうなら

ば、ラタイナーが指摘するほど、ペリクレスとリュシアスのアブラクモシユネ観は対照的ではなかった可能性がある。アブラクモシユネの概念があくまで相対的なものであることを念頭におくならば、弁論にあらわれるアブラクモシユネを一律のものとしてとらえることはできないためである。

政治や裁判から距離をおこうとする市民のすがたは、前五世紀末から前四世紀はじめにかけての、リュシアスの弁論にも数多く見出される。第一七番弁論「エラトンの財産について 国庫にたいする反駁」では、冒頭、話者が弁論に熟達していないことを強調して、「おそらくあなたがたの中には、陪審員の皆さん、私が事を構えるにふさわしいほどの人物であろうと望むからには、話術においてもほかの人より、優れていてしかるべきだと思われるかもしれませんが。」と述べられている。第七番弁論は、民衆法廷ではなくアレオパゴス評議会でおこなわれた弁論であるが、冒頭で「以前には、望むなら、訴訟にも厄介ごと（ブラクマタ）にもかかわらず静穩（ヘシユキア）な生活をおくることができるものだと思っておりました。」として、彼自身のアブラクモンな生活姿勢が示され、つづいて訴訟がそれ自体として彼を陥れるための根拠薄弱なものであることが示されている。第一二番弁論では、リュシアス自身が、それまで訴訟にかかわったことも、他人のために代筆したこともない人物として描かれている。「さて陪審員のみなさん、私はこれまで、個人的にも他のひとのためにもほかの裁判にかかわったことがありませんが、今回は事態に強いられたかたちで彼を告発することになりました。経験不足のせいで、私の兄弟と私のために告発をおこなうには不適任かつ能力に欠けるのではないかと、しばしば臆病風に吹かれもしました。にもかかわらず、あなたがたにできるかぎり簡潔に、事の発端から説明するといたしましょう。」（第三節）というのである。訴訟と無縁であるということが、主張の信憑性や人格の信頼性の問題として重要であった。⁽¹⁾

リユシアスに限らず、法廷弁論には、当事者が法廷での発言に不慣れであるとか、これまで公私の訴訟にかかわったことがないとか、若年であるといった、法廷技術の未熟さを強調するトボスがある。⁽¹²⁾これらは、法廷で被告・原告として当事者となることが、市民に陪審員のあいだに、その人格にたいする懐疑を呼び起こすことを回避しようとするものである。逆に訴訟相手については、いわゆるシユコファンティア(告訴常習者)であるとの悪口も含め、係争相手の人生が訴訟続きであったことを示すことで、訴訟の責任を相手方に帰すことができた(リユシアス第二六番弁論第三節など)。ほかの人のことにまで首を突っ込むおせっかい氣質がしばしば言及され、「自分のこと」をなすアブラグモンな姿勢と、まさに相反するものとしてのポリユブラグモシユネが問題視されている。法廷に不慣れであることを強調するトボスは、トラブルの原因を相手方のポリユブラグモシユネに求めつつ、訴訟が不回避的であったことを説得するために用いられていた。

しかし、これらのトボスは、法廷で発言することそれ自体を全面的に否定しているわけではない。現に、法廷と無縁の人生を強調しながらも、弁論の話者は当事者として法廷で発言している。被告を弁護するために用いられる場合には、それまでの人生がトラブルの少ない穏当なものであったことを示し、訴訟の原因を相手の責任に帰す効果があった。政治と無縁の生活態度はまた、後述するように、寡頭政権の支持者であったという嫌疑を避けるためにも効果的であった。

いっぽう原告が自らのアブラグモン性を主張する場合には、これまで訴訟と無縁であったこと自体が、政治的な領域や訴訟への関与の必然性を正当化する効果をもたらしている。アブラグモンな人物であっても、やむをえない場合には、訴訟当事者として弁論をおこなうことは当然のことであった。アブラグモンであることが訴訟への関与

を正当化するという論理は民衆法廷に膾炙している。「己のこと」をおこない中庸をめざすアブラグモンな生活態度は、かならずしも政治的無関心を意味していたわけではなかった。かつてカーターが *Quiet Athenian* で描いた隠遁的生活と、ポリュブラグモシユネのあいだに、一般市民の政治参加の領分があった。

第二章 役職にもとづく訴訟への関与

それでは、アブラグモンな生活心情の持ち主に、訴訟への関与を決断させるだけのやむをえない理由とはどのような事情だったのか。訴訟への関与は、市民の政治参加の一つのあり方とみることができよう。市民に、私に関わることのみならず、公共にかんすることがらについての告訴をみとめたのは、紀元前六世紀はじめの法制定者ソロンであったといわれている。ソロンは、「被害に遭っているもののための告訴を、何人でも欲する者にたいして可能にした」と、アリストテレスの「アテナイ人の国制」(第九章第一節)は伝えている。ソロンによる「何人でも欲する者(ホ・プーロメノス)」による訴追の導入は、関心のある市民に、痛みを加えられている同胞市民のための訴追を許した点で、ソロンの改革のうちもとても民主的なものとみなされている。それにもかかわらず、縁もゆかりもない他人のための裁判は、アテナイの土壌には根付かなかつたようにもおもわれる。裁判への過度の関与は、他人のことに首をつっこんで根拠の薄い裁判をおこなうシユコファンティアを招いたために、避けられる傾向にあつたためであろう。裁判好きは、中庸をわきまえる、節制のある生活の対局にあるものと位置づけられ、また、裁判での弁舌に不慣れであることが、逆に節度ある生活を表すものとされていたのである。そのなかで「何人でも欲するもの」として訴訟にあたることを期待されていたのは、どのような市民たちであつたのだろうか。

訴訟の動機⁽¹³⁾として従来強調されてきたのは私的敵意の存在であった。なるほど「友を助け、敵を害する」ことを正義とみなすギリシア人の倫理観のもとで、訴訟以前からの個人的な敵対関係は、實際上告訴の動機づけとなつたであろう。しかし訴件にかかわらない敵対関係は、告訴の正当な動機とみなされなかつたので、アブラグモンな人々がそれを法廷弁論で公式に主張するケースはあまりない。私的敵意から、ポリス全体にかかわることがあつかうような公的訴追を起こすことは、まさにポリュブラグモンな行為とみなされた。訴訟の動機が相手にたいする敵意であれポリスの利益であれ、人のことにくちばしを突つ込むことに変わりは無かつたからである。

ポリュブラグモンであるとの批判を封じめるためには、告訴の回避性を説得しなくてはならなかつた。私的訴追においては、和解への努力が不毛に終わつたことが理由となつたが、公的訴追において一般市民が主張できた動機は三点であつた。

まず、事態の重大性が看過できないものであつたこと。しかしそれだけでは、なぜほかならぬ本人が訴訟の当事者となるのかという説明に欠ける。⁽¹⁴⁾

それゆえアブラグモンな一般市民が公訴に關与する可能性としてはさらにつぎの二点が挙げられる。

ひとつは、被告のポリス全体にたいする加害行為によつて、原告が個人的な被害を被っている場合であり、誰か特定の個人が受けた被害がポリス全体にたいする加害行為と認められ、それゆえ私的な被害感情が公共性を勝ち得る。リュシアスの弁論では先述の第一二番弁論と第一三番弁論がこれにあたる。ただしこれについては稿を改めて論じることとしたい。

いまひとつは、自分が事態にたいして、ほかの市民よりも関係性が深いことを示すことができる場合である。本

人が被害者でない場合、アブラグモンな一般市民に訴訟への関与を強いるのは、どのようなやむをえない理由であったのか。このような関心のもと、いましばらく、リュシアスの弁論におけるアブラグモシユネの扱いについてみていくことにしたい。

特定の被害者をもたず国家を直接の被害者とするような公訴において、リュシアスの法廷弁論には、告発者としての評議員の活躍が目立つ。このような人々は、評議員としての役職の立場から訴追に当たっているのである。役職を担う一般市民の姿は、トゥキユディアスの描くペリクレスの、葬送演説にも見出すことができる。ペリクレスの理解において一般市民と役人は交代可能であった。市民たちは、能力によって、あるいはたとえ貧困であっても、応分の（カタ・メロス）役職に預かる人々でもあったからである（二・四〇）。ペリクレスは、同所にさきだちこのような、ときに公職をになう一般市民を、まさに、「何人でも欲するもの」による訴追を支持する人々とみながらしている（二・三七）。

リュシアス第三一番弁論「フィロン弾劾」の告発者がとったのが、そのような、時に応じて役職をあずかる一評議員の立場であった。

私はなんら私的な敵意から告発を行っているのではなく、弁舌能力やあなた方の前で演説する習慣に突きうごかされているのでもありません。そうではなく、彼の罪の大きさと私が誓って守ろうとしている宣誓とを頼みとしているのです。「中略」私はあなた方のうち私よりも弁舌に優れている人々に彼の犯罪がもっとおおきなものであることを示していただきたいとおもいます（第二―四節）。

として、話者は告訴が、評議員宣誓にもとづく職務遂行のためのものであることを冒頭に明言している。そのうえで、自分の弁説に頼むところあってというよりも、事実の力を信じて告発にいたった、と説明するのである。我々はこので、法廷と無関係なアブラグモシユネな人生を強調する、法廷弁論のトボスにいきあたる。裁判嫌いのトボスを、われわれは単純に、カーターののように公的関心から逃避した私人の立場を公言するものと受け取ってよいのであるうか。

フィロン告発の話者による、弁舌ではなく事実に頼って告発をしたという説明は、告発が虚偽でないこと、つまりシユコファンテアではないことを含意している。弁舌能力を否定するトボスには、同様の構造をもつものがすくなくない。フィロン告発の話者の場合には、告発をおこなっているという、まさに彼の行動そのものが、彼が、決して政治から逃避するという意味でのアブラグモンではなかったことを示している。

同じくリュシアスの第二二番弁論「穀物商人告発」も同様に、一評議員が、評議会での発言の責任をとるかたちで、告発に踏み切った事例である。話者である評議員は、穀物の買占めをおこなった商人にたいして怒りのあまり評議会が死刑判決をくだそうとしたとき、その手続きの違法性を指摘し、結果的に穀物商人の肩を持つことになった。そのため、話者が穀物商人と手を組んでいるかの風評が立つ。しかし話者はもとより穀物商人の違法行為を支持しているわけではないので、身の潔白を示し発言の後始末をつけるために、正当な手続きを踏んで穀物商人を断罪すべく、告発者として弁論をおこなっている。話者が告発を決定したことは周囲の人々を驚かせた。

みなさん、多くの人々が、私が評議会に穀物商人を告発したことに驚いて、私のもとにやってきて、どれほど

彼らの有罪が確かに思われたとしても、あなたがた(陪審員)は、彼らについての弁論をおこなうものたちをシユコファンテスとみなすだろう、と述べたのです(第一節)。

とあるように、公訴をおこなうことはシユコファンテスと結び付けられる危険を伴っていたためである。しかし話者は、評議員としての責任から、告発に踏み切った。

これらの事例は、一般市民が公的・政治的な訴訟に関与するときに、評議員職が一つのきつかけとみなされていたことを示している。ただし、そのような一般市民が裁判所のさまざまなことさらに熟達しているとすれば、それは、その人の身辺が日頃から種やかでないことを示すことになる。それゆえ弁論に不慣れで、日頃は平穩で波風のたたない生活を好むアブラグモンであるということが、戦略上強調されなくてはならなかったのである。この人たちは、ポリス共同体のことがかんするスタンスが、カーターの念頭においていたような *the good and the beautiful* なひとびとは、まったく違う。言葉の上では、おなじようにアブラグモシユネを好んだと形容できても、時に応じて政治に関与する一般市民としての立場は、政治からの逃避とは、似て非なるものであったといえよう。

第三章 私事への逃避とその限界

それによつて、リュシアスには、政治への無関心あるいは私事への逃避を正当化しているかのような弁論群がある。その最たるものが第一九番弁論で語られる、話者の父親の人生観であろう。話者の父は金銭にたいして清廉で、自分のためよりも国家のために出費し、妻として富裕の娘よりも、私的な徳性と將軍としての指令のたしかさ

で市民の信頼あつた將軍クセノフォンの娘を選び、娘たちの嫁ぎ先も、負担すべき嫁資の額よりも婚家の家柄を重視し、娘の再婚相手には、アリストファネスの息子ニコフェモスの息子を選んだ。ニコフェモスの父アリストファネスは將軍コノンの盟友であり外交上活躍した人物であつたが、共通の友人であつたコノンを信頼して、話者の父親はアリストファネスの家に娘を嫁がせたのである。しかし私財を投じて国家外交に取り組むアリストファネスと、話者の父親は、年齢も性格も違いすぎてさほど親しくは交際しなかつた。話者の父親の「己のことをなす」(第一八節)生活態度のためである。息子である話者に対しても、莫大な嫁資の可能性よりも、「姻族として秩序正しく中庸を心得た人々と交わることを」を選ぶようにアドバイスした。

話者も父の教えに従い、自身、当年三〇歳になるまでほかの市民とトラブルをおこすこともなく父親に逆らうこともなく、法廷にも評議会にも呼び出されることがなかつた。およそ法廷で争う準備に欠けているが、自分と父親の財産を守るために敢えて弁論をおこなうというのである(第一節、一五節)。「オリュンポスの神々にかけて、陪審員の皆さん、不正にわれわれを減はすことなく正しくわれわれを救ってください。寡黙ながらも生涯、自分たちが中庸で正義の人として示したものが、真実を語っていると信じてください。」と嘆願している。ただし話者の父親は公共奉仕を五〇年間にわたつて熱心に努め、一度なりとも公職に野心を示すことはなかつたが、合唱隊奉仕にも三段程船奉仕にも臨時戦時税にも貢献を重ね、軍事奉仕もおこなつた(第五六一―五八節)。義務以上の公共奉仕をおこない、調和的で節制をもつて生きてきたという。公共奉仕は、アブラグモシユネの程度にかかわらず、富裕市民であれば当然果たさなくてはならない義務であつた。

公共奉仕とならんで、市民の義務とされ、しばしば訴訟において、被告の弁明にもちいられるのが、軍役奉仕で

ある。これらを満たさない場合には、アブラグモシユネな生活態度は、批判の対象となつた。訴訟や政治と無縁なアブラグモンな生活態度を強調するトボスが弁論の冒頭部に集中するのにたいして、末尾近くでは市民的義務を履行していることが強調されることが多い。第七番弁論では、「私は国家が要求する以上に熱心に課せられた義務をすべて果たしてきたのです」として、自身が国家にとって有益であり、したがって国家にとって、訴訟での有罪判決で失うには惜しい存在であることが強調されている。

第一九番弁論では政治家アリストフアネスと、姻戚関係にありながら公職にも関心を示さずアブラグモンを賣く話者親子との姿勢が対比的に描かれていた。同弁論は被告側の弁論であり、弁論の内容も私事に汲々として公的な関心は薄弱である。カーターが *The Quiet Athenian* で焦点をあてたのは、このような随適的生活であつた。ただし、話者は自分自身と父親を弁護するに当たつて、彼らなりにポリスに貢献していることを指摘するのを忘れない。話者の父は、公職に関心を示さず、アブラグモンを賣っているが、それでも富裕市民の義務である公共奉仕と、体による奉仕である軍事奉仕はおこなつてきた。それらの市民としての義務を果たしながら、それ以上の政治的関与をおこなわず私事に埋没する生活態度には、ひとつの人間類型として法廷で理解されえたのであろう。そのようなアブラグモンな人たちも、共同体とまったく無縁で存在することは肯定されにくかつたのである。第二五番弁論「民主制転覆の嫌疑をめぐる弁明」では、寡頭体制支持の嫌疑によつて被告人の評議員としての適切性が問われている。被告人は相手方、シユコフアネスと断定するとともに（第一―第三節）、一般市民と首謀者を分断する同様の戦略によつて責任を逃れようとしている。ただし評議員を務めるといふかたちで四百人に組み込まれたポリュストラトスの場合（後述）と異なり、第二五番弁論の被告は「四百人」政権にも加わらない、はるかに非政治的な立場にあつ

た。民主制を支持するか寡頭制を支持するかということは、そのときどきの都合に左右されるのであるという現実的な認識のもと、話者は寡頭制革命前後の転向者の例をあげ(第十、十一節)、それにたいして自分には民主政体を転覆する動機がなく、むしろ公共奉仕を熱心におこない、いざというときの備えのために民衆の歡心を買ってきただけであるという。ところが前四〇三年にふたたび寡頭制革命が起こると、彼は財産と身の安全のために市内にとどまった。このように第二五番弁論の被告は政体の選択を現実的な利害から論じようとする。なお前四〇三年の寡頭制革命の失敗後、民主制回復時の「和解」条項がそもそも、市内にとどまりながら悪事をはたらかなかつた(第一六節、第二五節)一般市民たちを免責するものであつたこと自体が、一般市民と政治家との区別を前提としている。しかし一般市民の側にたつ第二五番弁論の被告は、何らかの役職をめぐる適正審査で市民性を問われているのであり、市民性の証明が、そのような非政治的市民にとってすら重要であつたことがうかがわれよう。被告は公共奉仕を熱心におこない、いざというときの備えとして民衆の歡心を買ってきたのであるという、非政治的な立場をとっている。しかし、被告は軍役と公共奉仕においてもボリスへ熱心に貢献しており、その限りでは積極的な市民であり続けたことを強調し(第二〇番弁論第二三節、第二五番弁論四節)、民主制下でも十分な市民性をみとめられるべきであると主張している。⁽¹⁵⁾

C・クライストは、アテナイ人のあいだに蔓延するシユコファンテスへの警戒心が「何人でも欲するもの」による訴追にたいする限界となつていたことを指摘するとともに、法廷弁論の分析を通じて、良き市民性の構成要素としての軍役と公共奉仕に焦点を当てている。⁽¹⁶⁾ 共同体への関与が、弁論において「よき市民像」の必須要素であつたことに疑いはないであろう。軍役や公共奉仕が市民性の条件であつたことは、これら二つがしばしば、弁論でカ

リス（恩恵と、恩恵にたいする報い）の根拠とされることから傾かれる。逆にこれらを満たさないことは糾弾された。如何に政治生活に無縁であることを主張しようとする場合であっても、市民としての義務を適宜果たしていることは強調されなくてはならなかった。

それに加えて、ラティナーが政治からの逃避を示すアブラグモシユネの事例として取り上げた人々のなかには、公職における責任を果たすかたちで、さらにより能動的な政治への関与を示した人々が見られる。

リュシアス第一六番弁論の被告マンティティオスは、ラコニア風の長髪の若者である。現行の回復民主制を支持して苦難をともにしてきたが、ほかの点では、訴訟相手の語るところに寄らず、いたって「中庸をわきまえた人生をおくってきた」。貧困のなかで姉妹に十分な嫁資を持たせ、若者仲間と交わって賭け事に興じることもなく、公私の訴訟にも無縁であつて（第一二節）、「三十人」の寡頭政体に加担することもなく過ごしてきたこれまでの人生について述べた後、軍事面でのポリスへの貢献を列挙する（第一五節以下）。ただひとつマンティティオスが陪審員の不興を買うであろう経歴として心配しているのが、民会であまりにも若年のうちに発言しようとしたことである、という。しかしそれには理由があつた。第一にそれは自分自身の問題について発言を余儀なくされたのであり、第二に、必要なことを、より名誉を尊ぶかたちでとりあつたことだつたと考えるのである。祖先がポリスにかかわることから関与し続けてきた家に生まれ、ポリスについて行動し発言しようとする人間を、陪審員もまた評価するはずであると述べられている。マンティティオスは、通常は私生活においてよき市民の義務を果たし、軍事にも貢献するばかりでなく、必要に応じてより積極的なポリスへの関与をおこなう人間像を打ち出している。

政治への不関与が強調されるのは、前四一一年と前四〇三年の寡頭制革命において表出した、寡頭的な政治活動

をおこなっていないかつたことの証左としてである。マンティティオスは、前四〇三年の寡頭政權時に、彼ら一家がポントスの宮廷に滞在していたため、国政と無縁であったことを強調している。しかし彼は政治に無関心であったわけではない。必要に応じて民会で発言したことがあり、それがポリュブラグモシユネにあたらなないと自己弁護している。そしていままた、彼は評議員職への適格性を問われて争っているのである。

ポリュストラトス(伝リュシヤス第二〇番弁論)は、前四一一年の寡頭制革命に加担して民主制を転覆しようとした罪で有罪判決をうけ、二度目の訴訟の最中である。敗訴すれば市民権を剥奪される状況下にあつて、彼の市民性を息子が擁護している。

彼が訴訟の被告となつたのは、「四百人」の寡頭政權下で公職についたことから政治的立場を疑われていることである。公職に就くほどであるから「四百人」との関係は良好であつた。しかし彼は、市民権を五千人に制限せよという「四百人」の指示に従わずに、本人の希望に従つて九千人を登録し、評議會を八日間で辞職し、エウポイア島のエレトリアに移つてアテナイ海軍のために尽力したのである。前四〇三年の内乱時の彼の政治的立場はあいまいであるものの、彼が法廷で提出する自己イメージは、自らの判断で公務を執行し、また辞任し、政治的立場を選び取る人物であつた。ポリュストラトスの息子は、寡頭制革命の責任を、革命時の災厄の原因を作つた中心人物だけでなく、彼の父親のように寡頭制下で評議會議員の公職についたものの国家を害する行動はとらなかつた多くの人々に帰することができるかどうかを問うている。寡頭政治を推進した一部の政治人と、政權下の一般市民とが対比されている。評議員職は公職のひとつであり、これを政權側の人間とみなすことは、彼の告発者がおこなつたように、もちろん可能であつた。しかし息子はその立場をとらずに、政權にもつぱら受動的に翻弄された多くの市民

と、革命の首謀者とのあいだに挟まれた中間層の存在を浮き彫りにしていく。まず、ポリュストラトスの評議員職について息子は、

父はデーモスのことについてもあなたがた民衆のことについても気高い人物であったので、部族の人々によって選ばれたのです。部族の人々によって選ばれたということのなかに父という人物がよく示されているのです。が、それなのに訴訟相手は父があなたがた民衆に善意をもってあたらなかったといつて告発しているのです。

と述べ、評議員職を一般市民に指示され市民の側に帰属する存在とみなしているのである。訴訟相手側が政権下の公職者を、寡頭政権側の人物と位置づけるのにたいして、息子は政権担当者として革命の責を追うべき範囲をごく一部の中心的な役職と政権協力者に限定する。そのほかのマイナーな役職者については、民衆にたいして忠実であつたかぎり責任はないとするのである（第一六節）。寡頭政権下という特殊な状況においては、民衆にたいして忠実であつたモッセらが指摘している政治人と一般市民の分離が、前四世紀中葉を待たず、すでに前五世紀末の市民意識のなかにあらわれていることを示している。

いずれにせよ「四百人」が責められるならば、五千人の国政に賛成した民会もまた同罪であるが、本当に悪いのは民会を欺いた人々であるとして、評議員もふくめた一般市民と、寡頭政権主導の少数者たちを対比しようとする。ただし、ポリュストラトスは、自らの評議員職を政権への加担とはみなさず、地区の利益の代表者として位置づけているのであって、彼のとつた立場は政治的無関心とは程遠い。

寡頭政権をあからさまに批判して対立することはなかったものの、悪事に加担したり情報を提供したりはしない

という消極的な抵抗をしめした人々の民衆への誠意をどれほど認めることができるかどうかということは、おそらく同時代的にも判断の揺れる事項であつたに違いない。政權加担をめぐつて訴えられたポリュストラトス側は、アブラグモシユネというニツチに逃げ込むことで、無罪判決を勝ち取ろうとしている。ポリュストラトスは、評議員宣誓も市民名簿の作成も処罰を恐れてやむをえずおこなつた(第一四節)というのである。しかしそのアブラグモシユネは、政治からの逃避というには主体的にすぎ、消極的ながら、市民名簿を九千人にしようとしたり評議会に八日間を除いて参加しなかつたり、強いられない限り宣誓しなかつたりといった、みずからの判断と主義にもとづく政治行動を伴うものであつた。

それについて、カーターのいうところの、*pure* なアテナイ人の極端なあらわれとして、私は、ここで、フィロンについて取り上げたいと思う(リュシアス第三〇番弁論)。フィロンは、評議員就任の資格審査で前歴を問題にされているのであるが、彼には、前四〇三年の寡頭政時に、資産をとりまとめて国外に逃げ出した経歴があつた。フィロンは、民主制の危機に際して、「メトイコイ」(第九節)として他国で生きることを選んだことによつて、アテナイ帰還後の公職就任を拒否され、つまるところ、市民としてのアイデンティティを拒否されようとしているのだつた。話者はフィロンのような立場のものを、「出自において市民であるもの」とよび、「市民であるばかりでなくそれについて情熱のあるもの」から区別している。後者がポリュストラトスと利害をともにするのに対して、フィロンは、「生まれにおいては市民でありながら、どの土地であれ、生活に必要な資源のあるところが自分たちの祖国であるという考え方を」し、「ポリュストラトスの公共の苦難よりも個人の安全を重んじ」、また「自分の人生を大過なく過ごすことを、ポリュストラトスを救うためにほかの市民たちと一緒に危険を冒すことよりも良い」と考えたというのである。私事への逃避

が行き過ぎた場合には、批判の対象となつた。

政治家ではない一般市民の示す共同体への参画は、クライストが強調した軍役と公共奉仕にとどまらなかつたことをアブラグモシユネについての考察は示している。一般市民が政治家と隔てられ、ボリスへの積極的参与が過分のこととみなされながらも、ペリクレスが求めた応分の貢献（カタ・メロス）が、「良き市民」であるためには必要であつた。アブラグモシユネへの志向性にもかかわらず、法廷では政治からの逃避が標榜されることはなかつた。むしろ従来、政治からの逃避を標榜するととらえられてきた弁論の話者たちは、一般市民に可能な限りの民主制への貢献と政治参加を主張する傾向にあるのである。

第四章 二つのアブラグモシユネ

ここで、いままでの考察をまとめておきたい。たしかに、政治家層が、一般市民から分離していったといわれる紀元前四世紀には、イデオォテースに、政治から逃避するアブラグモンな無責任な態度を許す言説が、公論の場にあられる。しかしながら、法廷弁論家の時代をとおして、自分たちをより専門的な政治家とは区別しながらもその限界の中で、評議員のような国家の職務に就いた場合には公訴の提起も辞さず、兵役においても財務上の責任についても積極的であるような、「中庸にたつ」ボリスへの関与のしかたを、一般の市民たちは規範としていたようにも思われるのである。

法廷弁論が描き出した、このような「中庸にたつ」市民たちの、アブラグモシユネな生き方は、じつは、ペリクレスの葬送演説にもあてはまる。ここであらためて該当箇所を引用してみよう。

同一の人間のうちに家事と国事との両方に対する配慮がそなわっており、また別の人々は、別々のことがらを
 なりわいとしながらも、ポリスのことを十分に判断することができる。我々のみが、国事に関与しない人間を
 アブラグモンではなく、役立たずとみなす〔以下略〕。(二・四〇)

とある。市民の政治参加を論じる際に、しばしば引き合いに出されるこのパッセージには、三種類の市民があら
 われる。ひとつは、政治に従事する市民であり、もう一つは、私生活の必要に縛られながらも必要に応じて公共の
 事柄にも参与する市民であり、最後は公共に背を向けて私の事がらにのみ関わる人々であった。この第三番目の種
 類の市民は、「アブラグモンというのではなく役立たずである」と、ペリクレスによって批判されている。フィロ
 ソンなどは第三番目の類型に当てはまるのであろう。

しかしながら、ここで私が注目したのは、第二番目の、必要に応じて政治に参加する市民たちの存在である。
 政治家と「役立たず」のあいだで、ポリュブラグモシユネ(過干渉)を避け、その意味ではアブラグモシユネの生
 活を心がけながら、一般市民としてであれ役職においてであれ、あるいはフィロン弾劾でみたような、寡頭制下の
 市民的危機への対応であれ、政治的関与をいとわない市民たちの姿が、ペリクレスのこの言葉にあらわれているこ
 とは、おそらく、政治家と一般市民の、あるいはポリュブラグモシユネとアブラグモシユネの二項対立のあいだに
 埋もれて、あまり直視されてこなかった。⁽¹⁷⁾

紀元前四三一年に設定された、ペリクレスの演説が念頭においている市民とは、この中間に位置する人々であり、
 そしてこのような存在は二度の寡頭派革命を経て、リュシアスのフィロン弾劾がおこなわれた時期にあたる、アム

ネステイ後のアテナイにおいても、求められる市民像であった。さらにはデモステネス第二三番演説においても、話者はわざわざ、一般市民としての立場を強調して——ここでこの弁論の話者が若きデモステネス本人であった可能性に言及しておいてもよいだろう——、自らの告訴を正当化している。「ポリスなき生活」(アンドキアス)とはアテナイへの居住の問題ではなく、政治参加の問題、アイデンティティの問題であった。フィロンの告発者のように、政治家の教に入らず、また訴訟に従事するわけでもないが、評議員として公訴に関与するような市民類型は、政治から退避するという意味でのアブラクモンには当てはまらない。

アブラクモンは、文脈によって、つまりそれが何にたいしてアブラクモンであるのかということによって、意味のかわってくる言葉であるが、従来、法廷におけるアブラクモンの表明は、政治からの逃避と受け取られてきた。しかし、フィロン弾劾をはじめとする法廷弁論を文脈にそって検討するならば、従来三番目の意味で非政治的であると考えられてきた市民たちは、プロの政治家ではないが有用な人として民会で発言もし、評議員として公訴にも関わる生き方を提示しようとしている。この人々こそが、市民であるということのみずからのアイデンティティの一つとするほんとうの Quiet Athenian であった。

注

- (1) 本稿は二〇〇三年九月に京都大学でおこなわれた国際シンポジウム Material Culture, Mentality and Historical Identity in the Ancient World の報告原稿の一部に加筆・訂正を加えたものである。
- (2) L.B. Carter, *The Quiet Athenian* (Oxford, 1989).
- (3) S.C. Humphreys, *Family, Women and Death* (Ann Arbor, 1993) (1st edn., 1983), 30.

- (4) M.H. Hansen, 'The Athenian "Politicians"', *GRBS* 24: C. Moseé, 'Politeuomenoi et idiotai. L'affirmation d'une classe politique au IVème siècle', *REA* 86, 193-200, L. Rubinstein, 'The Athenian political perception of the idotes', in P. Cartledge, P. Millet, and S. von Reden (eds), *KOSMOS* (Cambridge, 1989).
- (5) R.K. Sinclair, *Democracy and Participation in Athens* (Cambridge, 1989).
- (6) Victor Eberenberg, 'Polypragmosune: a Study in Greek Politics', *JHS* 67, 46-67; D. Latimer, 'The man who does not meddle in politics: A topos in Lysias', *CW* 72, 1-12.
- (7) K. Dover, *Greek Popular Morality in the Time of Plato and Aristotle* (Oxford, 1974), IV, C. 3, ep.188.
- (8) Latimer, op. cit.
- (9) Ehrenberg, op. cit., A. W. H. Adkins, 'Polypragmosune and "Minding One's Own Business": A Study in Greek Social and Political Values' *CP* 71.4 (1976), 301-327.
- (10) Adkins, op. cit.
- (11) リュシアスには、それ以前に書かれたとおほしき第二〇番弁論があるから、彼が法廷戦術に無縁であったわけではない。同様の主張はほかの弁論家にもみられる。デモステネス第二五番の話者は、自らを弁論に不慣れで、政治家でもなく、ネリュプラケモン(蠟ぎ屋)でもないと自己紹介している。つまり、およそ公共の政治的な領域での生活(コイノン)には不慣れな人生を送ってきた。それにもかかわらず、告訴をおこなった、その理由を、公共心に発する行動と説明している。ところで、この話者はおそらくデモステネス自身であると推定されるのであって、実際にはデモステネスは弁論に不慣れでもなく政治的野心をもっていたわけである。
- (12) Lys.XXVI, 3. 他 Dover, op. cit.
- (13) A. Kurahara, 'Personal Enmity as a Motivation in Forensic Speeches', *OJ* 53.2 (Oxford), 464-477 巻底。
- (14) デモステネス第二五番弁論の話者がデモステネス本人であったとすれば、この断片はアブラグモンな一般市民から政治家への移行期の弁論である。個人的な関与の理由を説明せずに事象の重大性にもとづいて告訴をおこなう弁論の話者は、リュクルコスのような名の知られた政治家の場合も含め、自分がアブラグモンであるという釈明をあまりしない。
- (15) 他 Lys. III, 6, XVII, 18, XIX, 16, XXI, 19.

(16) M. R. Christ, *The Bad Citizen in Classical Athens*, Cambridge (2006).

- (17) このハッセーの解釈については議論がある。アブラタモンが具体的にどのような人々を念頭においているのかが、無定となる。Nestle, Hornblower, Ehrenberg, Adkins は「アブラタモン＝役立たず」をアクテイヤな市民で二項対立的に与えている。W. Nestle, 'Apragmosyne', *Philology* lxxxi, 129-40; Simon Hornblower, *A Commentary on Thucydides* vol. I (Oxford, 1993); Ehrenberg, op. cit.; Adkins, op. cit. しかし、政治家やポリュプラタモンと、政治から逃避する人々の間にたつ中庸の人々を抜き出すとする本稿の趣旨からすれば、そのような二項対立的な理解は受け入れがたい。その点「アブラタモン＝役立たず」がソクラテスをターゲットとしているとする Nestle の見解を批判する Dienelt が、ソクラテスの人生に政治家ではない公共への関心を見出している点で興味深い。Karl Dienelt, 'Apragmosyne', *Wiener Studien* lxxvi, 94-104. また、アブラタモンとポリュプラタモンの補完性に着目する Gomme と、Rusten の論稿が、二項対立的な理解を乗り越えている。A. W. Gomme, *A Historical Commentary on Thucydides*, vol. II, 121-22; J. S. Rusten, 'Two Lives or Three? Pericles on the Athenian Character' (*Thucydides* 2, 40, 1-2), *CQ* 35, 1985.

(文学研究科准教授)

SUMMARY

Quietism and Civic Identity in the Speeches of Lysias

Asako KURIHARA

The phrase 'quiet Athenian' belongs to L. B. Carter. When he mentioned 'quiet Athenian', he had the following three groups in his mind: aristocrats grown tired of the political participation under Athenian democracy; 'rich quietists' according to the terminology by S.C. Humphreys; and farmers without the spare time for political activities. The Greek word *apragmon* denotes such people, and *apragmosyne* is generally understood as a lifestyle of withdrawal from public and/or political affairs.

This paper will focus on *apragmosyne* toward litigation prevailing among the citizens, whom the Athenian legal system expected to initiate public suits as volunteer prosecutors. The expression of *apragmon* in the lawcourt has been taken as depicting the withdrawal of wealthy citizens from political life. Quietism is often reflected in dislike for public suits or unwillingness to be involved with litigations. However, the term *apragmon* changes its meaning depending on what is contrasted to. In the lawcourt speeches, speakers could persist in the image of quiet citizens, while speaking in public as non-professional but useful men, partaking in trials as members of the boule. Then, it will be shown that the ideology of civic participation in the Periclean Funeral Oration could be understood in harmony with lawcourt speeches despite *apragmosyne*, prevailing over the lawcourt speeches.

キーワード：アテナイ民主制，政治参加，民衆法廷，リュシ阿斯，
apragmon